

## 北海道立美術館条例

### (設置)

第1条 北海道における美術の振興を図るため、北海道立美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立近代美術館	札幌市
北海道立旭川美術館	旭川市
北海道立函館美術館	函館市
北海道立帯広美術館	帯広市

一部改正〔昭和52年条例15号・57年17号・61年26号・平成3年8号・23年24号〕

### (分館)

第3条 北海道立近代美術館に、分館として、北海道立三岸好太郎美術館を置く。

2 北海道立三岸好太郎美術館は、札幌市に置く。

追加〔平成23年条例24号〕

### (観覧料及び使用料)

第4条 美術館に展示する作品その他の資料を観覧しようとする者は、規則で定めるところにより、別表第1に定める観覧料を納めなければならない。

2 大学等（大学その他規則で定める学校をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、その学生が美術館の常設展示を観覧する場合の観覧料として、別表第2に定める年間観覧料を納めることができる。

3 美術館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、別表第3に定める使用料を納めなければならない。

追加〔昭和63年条例47号〕、一部改正〔平成3年条例8号・20年66号・21年15号・23年24号・24年70号〕

### (減免)

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は使用料を減免することができる。

追加〔昭和63年条例47号〕、一部改正〔平成21年条例15号・23年24号〕

### (教育委員会規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、北海道教育委員会規則で定める。

### 別表第1（第4条関係）

#### 1 北海道立近代美術館の常設展示の場合

(1) 北海道立近代美術館（北海道立三岸好太郎美術館を除く。(2)において同じ。）の常設展示又は北海道立三岸好太郎美術館の常設展示のいずれかを観覧する場合

区分	観覧料	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	250円	1人につき 170円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	510円	1人につき 420円

(2) 北海道立近代美術館の常設展示及び北海道立三岸好太郎美術館の常設展示を併せて観覧する場合

区分	観覧料	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	410円	1人につき 270円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	820円	1人につき 660円

2 北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館又は北海道立帯広美術館の常設展示の場合

区分	観覧料	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	100円	1人につき 70円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	170円	1人につき 140円

3 特別展示の場合 次の表の範囲内で規則で定める額

区分	観覧料	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	760円	1人につき 650円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	1,240円	1人につき 920円
3 1及び2以外の者で15歳以上のもの	2,030円	1人につき 1,580円

備考 個人で観覧する場合であって、常設展示と特別展示を併せて観覧するときその他の知事が別の観覧料を設定する必要があると認めるときの観覧料の額は、この表の区分に応じ、当該個人の観覧料の額を上限とし、10人以上の団体の1人当たりの観覧料の額を下限として規則で定める。

全部改正〔平成16年条例70号〕、一部改正〔平成20年条例66号・23年24号・24年70号・26年75号〕

別表第2（第4条関係）

1 北海道立近代美術館の常設展示の場合

区分	年間観覧料	月割額
学生の数が500人未満の大学等	70,000円	6,000円
学生の数が500人以上1,000人未満の大学等	110,000円	10,000円
学生の数が1,000人以上2,000人未満の大学等	180,000円	15,000円
学生の数が2,000人以上4,000人未満の大学等	270,000円	23,000円
学生の数が4,000人以上の大学等	370,000円	31,000円

2 北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館又は北海道立帯広美術館の常設展示の場合

区分	年間観覧料	月割額
学生の数が500人未満の大学等	20,000円	2,000円
学生の数が500人以上1,000人未満の大学等	30,000円	3,000円
学生の数が1,000人以上2,000人未満の大学等	50,000円	5,000円
学生の数が2,000人以上4,000人未満の大学等	70,000円	6,000円
学生の数が4,000人以上の大学等	100,000円	9,000円

備考 年間観覧料とは、4月1日から翌年3月31日までの間の常設展示の観覧に係る料金をいい、大学等がその期間の中途において年間観覧料を納める場合のその額は、この表に定める月割額に

その納付の日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額とする。

追加〔平成24年条例70号〕

別表第3（第4条関係）

1 北海道立近代美術館を使用する場合

区分	使用料		
	午前	午後	1日
特別展示室			76,810円
準備室	2,060円	2,750円	3,940円
講堂	9,470円	11,830円	19,680円
映像室	4,730円	6,300円	9,940円
造形室	3,680円	4,910円	7,270円

2 北海道立旭川美術館又は北海道立函館美術館を使用する場合

区分	使用料		
	午前	午後	1日
展示室			70,900円
講堂	8,240円	10,620円	16,160円

3 北海道立帯広美術館を使用する場合

区分	使用料		
	午前	午後	1日
展示室A			35,450円
展示室B			35,450円
講堂	8,240円	10,620円	16,160円

備考 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、1日とは午前9時から午後5時までとする。

2 北海道立帯広美術館を使用する場合であって、展示室A及び展示室Bを同時に使用するときの使用料の額は、1日につき70,900円とする。

全部改正〔平成20年条例66号〕、一部改正〔平成23年条例24号・24年70号・26年75号〕